

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県流域下水道事業職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県流域下水道事業職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第40号

高知県流域下水道事業職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県流域下水道事業職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（令和2年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条第1項」を「次条第1項及び附則第2項」に改める。

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（職員駐車場の利用料徴収に係る措置）

2 令和8年4月1日から当分の間、県の職員に係る職員駐車場の利用料については、第2条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県流域下水道事業職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県流域下水道事業職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。